地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に定める

障害者支援施設等に準ずる者の認定要領

（目的）

第１条　この要領は，地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１２条の２の３第１項の規定に基づき，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６ 号）第１６７条の２第１項第３号に規定する障害者支援施設，地域活動支援センター，障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所に準ずる者（以下「障害者支援施設等に準ずる者」という。）の認定を行うに当たり，必要な事項を定めるものとする。

（認定基準）

第２条　障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けることができる者は，本市内に事業所又は住所を有し，かつ次に掲げるものとする。

(1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成２５年政令第２２号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第１条第１号に基づく特例子会社

(2) 障害者優先調達推進法施行令第１条第２号に基づく重度障害者多数雇用事業所

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。）第７４条の２第３項第１号に規定する在宅就業障害者

(4) 障害者雇用促進法第７４条の３第１項に規定する在宅就業支援団体

２　前項に規定する者のほか，共同受注窓口として次の各号のいずれにも該当する者は，障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けることができるものとする。

(1) 本市内に，主たる事務所又は従たる事務所を有する法人であること

(2) 定款，寄付行為等に，障害者の就業機会の確保を目的とすることが明示され，複数の障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号）第２条第４項の障害者就労施設等をいう。以下同じ。）に業務をあっせん・仲介又は自らが受注した業務を配分（以下「あっせん等」という。）するための受注窓口であること

(3) あっせん等を受けて業務を行う障害者就労施設等に，本市内に所在地を有する障害者就労施設等を経営する者が，法人個人の別にかかわらず５以上参加していること

３　前２項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者は，障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けることができない。

(1) 適切に業務を遂行する能力を有すると認められない者

(2) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定により，本市における一般競争入札に参加することができない者

（認定の申請）

第３条　障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けようとする者は，認定申請書（様式

第１号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（認定）

第４条　市長は，前条の規定による認定申請書が提出されたときは，地方自治法施行規則第１２条の２の３第３項の規定に基づき，２人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で，障害者支援施設等に準ずる者の認定を行う。

２　市長は，前項の規定により障害者支援施設等に準ずる者を認定したとき又は認定しないこととしたときは，申請者にその旨を通知するものとする。

３　市長は，障害者支援施設等に準ずる者を認定したときは，その旨を公表するものとする。

（認定内容の変更等）

第５条　障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けた者が，次のいずれかに該当したときは，速やかにその旨を変更届（様式第４号）により市長に届け出なければならない。

(1) 施設の所在地，名称，代表者等，認定を受けた内容に変更が生じたとき

(2) 第２条の認定基準に適合する者でなくなったとき

２　市長は，前項の届出があったときは，その旨を公表するものとする。

（辞退の届出）

第６条　障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けた者が当該認定を辞退するときは，速やかにその旨を辞退届（様式第５号）により市長に届け出なければならない。

２　市長は，前項の届出があったときは，その旨を公表するものとする。

（現況確認）

第７条　障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けた者は，毎年度市長が定める期日までに，現況届（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（実地調査等）

第８条　市長は，必要があると認めるときは，障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けた者に対して，申請書及び現況届又はその添付書類に記載された事項について，実地に調査し，又は説明を求めることができる。

２　市長は，前項の実地調査等の結果，申請書及び現況届又はその添付書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合は，障害者支援施設等に準ずる者の認定を取り消すことができる。

３　市長は，前項の規定により，障害者支援施設等に準ずる者の認定を取り消したときは，その旨を取り消された者に通知し，公表するものとする。

（委任）

第９条　この要領に定めるもののほか，この要領の実施に必要な事項は，別に定める。

付　則

この要領は，平成３1年３月１日から実施する。